

資料 4-1

外務大臣 河野太郎 閣下

謹啓 早春の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

2008年の洞爺湖サミットなどで大変お世話になりました。

先般3月7日、京都でのODA政策協議会前に、私を含む下記声明等の署名団体 NGO の一部に、牛尾滋国際協力審議官から面談要請があり、榎田和也局長からの伝言という事で、「プロサバンナ事業に関する大臣メモ」を口答でお聞きしました。

これを受けて現地農民・市民社会組織と相談し、不明な点多々ございますため、まずは本件に関わってきた日本の NGO と大臣との面談を要請することとなりました。

年度末の国会会期中と大変お忙しいことと存じますが、よろしくご願ひ申し上げます。

なお、プロサバンナ事業に関し、昨年11月より現在まで、日本の NGO 5団体より、JICA 理事長宛に、下記の3点の「声明」「公開質問状」をお送りしております。

貴省国際協力局長・榎田和也様（ならびに国別開発協力第3課大場雄一様）にも転送させていただいておりますが、大臣にもご確認いただきたく、本状に添付させていただきます。

1. 「【声明】モザンビーク住民による JICA への異議申立の不当な審査手法・結果（プロサバンナ・マスタープラン策定支援事業 ProSAVANA-PD）」（2017年11月17日）
2. 「【公開質問状】プロサバンナ事業の州農務局長の発言内容について」（2018年2月8日）
3. 「公開質問状（プロサバンナ事業の州農務局長の発言内容）のご回答を踏まえた要請と追加質問」（2018年2月27日）

現在、審査結果を受けて、異議申立人 11 名が JICA 理事長宛に「意見書」をまとめようとしているとの連絡が現地から届いております。事業の当事者である現地小農の声や日本の NGO が把握する事業を取り巻く現状をお伝えしたく、面談を要請しております。

以上、よろしくご査証いただきとともに、面談についてどうぞよろしくご願ひ致します。

謹言

2018年3月6日

日本の以下五団体を代表して

（特定非営利活動法人）日本国際ボランティアセンター、（特定非営利活動法人）アフリカ日本協議会、モザンビーク開発を考える市民の会、ATTAC Japan、No! to landgrab, Japan

モザンビーク開発を考える市民の会
代表 大林 総

（元 TICAD 市民社会フォーラム代表/
龍谷大学経済学部名誉教

資料 4-2

日本国 外務大臣 河野 太郎 閣下

2018 年 月 22 日 マプート

拝啓

私たち、「プロサバナに NO！全国キャンペーン」は、日本の市民社会パートナーを通じて、大臣閣下による以下の決済に関する通知を受けました。これは、外務省国際協力局局長（梨田和也氏）からの要請で 2018 年 3 月 1 日に設定された会議で、同局長の代理として牛尾滋審議官・大使が日本のパートナーに伝えたものです。

「外務省 JICA として、「反対派」を含む参加型意思決定ルールに基づく議論の実現について、必要に応じモザンビーク政府の主体的な取り組みを支援し後押ししていくことにした」

大林稔名誉教授を含む会合に出席者によると、牛尾大使は上記の大臣決済の意味するところは、「プログラムに反対する人との対話を持たずに、プロサバナは実行されない」ということであると確認されました。会議はすべての参加者の同意を得て録音され、同大使は公式記録としてこの録音記録を使用することに同意されています。

私たちは、この大臣決済は、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づいて提出された JICA およびプロサバナ事業に対する異議申立に関わる「最終調査報告書」を踏まえて行われたものであると認識しています。しかし、現在も、11 名の異議申立人がこの審査結果について意見書を提出していないという重大な事実が強調されなくてはなりません。

申立人は、「最終調査報告書」（ポルトガル語[12 月 1 日に送付]および英語）、のちに JICA の「意見書」を受領しました。提出された文書の重要性を鑑み、また頁分量の多さおよび複雑さを踏まえれば当然のこととして、異議申立人がこれらの文書を読み込み、内容の分析を行い、それに基づいた意見書を出すためには、時間が必要である旨を、異議申立審査役およびその事務局に連絡しました。これらの文書の徹底的な分析が必要ならばではありません。申立人は農民であり、現在農繁期で農作業が非常に忙しいため（雨季[11 月～3 月]）、順調にいけば 4 月の終わりごろに、審査結果に関する包括的な意見書の提出が可能になると考えています。

申立人と私たちは、農民がこの審査プロセスと審査報告書の所見に関する意見書を提出する機会を得るまで、異議申立プロセスは継続して開かれているべきであると考えます。

しかしながら、上記の大臣の決済にもかかわらず、私たちは各地のパートナーと農民を通じて、（プロサバナ事業関係者が）再び市民社会に介入し、事業に疑問を抱き、それに反対している人たちを強制的に交渉の場に引きずり出し、プロサバナ事業のマスタープランを検証・承認しようとするプロセスが進行中であるということを知りました。私たちは、このような現状と以前に JICA とプロサバナ事業の推進者によって行われていた行為の間に何ら変化を見いだすことができません。

私たちが現在目の当たりにしているのは、JICA が今まで繰り返し行ってきたものと同様の手法です。これらの行為の数々は異議申立書でも明確に記述されているにもかかわらず、審査役はこの点を軽視しました。しかし、現在、プロサバナ事業の下で雇われた JICA コンサルタントの証言記録（録音）が公表され、JICA の戦略が明白になりました。つまり、「彼ら（JICA）のねらいは、キャンペーン（プロサバナに NO！全国キャンペーン）の背後にまわり、硬直状態を破る、全員を再び対話の席につけることだ」との証言です（<https://www.youtube.com/watch?v=2vIAVPF8pd0>）。

日本の市民社会のパートナーによれば、この記録に関連する公開質問状が（本年）2 月 27 日に JICA 理事長宛に提出されているものの、今日まで JICA は録音内容の単純な確認についてさえ回答することができず

にいます(締め切りはすでに3回 JICA によって延期)。私たちは、同じ公開質問状が審査役に提出されていることを承知しています。

以上の諸事実から、私たちは、現在も審査プロセスが進行中であること、また事業に大きな改善がもたらされていない現実が明らかになったことを確認いたします。そして、プロサバンナ事業が依然として、モザンビークの小農や国民に事業を強制する手段を用いてまでしてマスタープランを策定し、承認する方針を継続していることを受けて、これを強く非難します。

末尾にはなりましたが、この事業によって、多くの深刻な社会的・環境的影響が引き起こされる可能性があるとの私たちの立場を再確認いたします(詳細は、第3回三方国民衆会議における最終宣言文をご覧ください)。

敬具

プロサバンナに NO! 全国キャンペーンを代表して

Anabela Lemos

Justiça Ambiental – Friends of the Earth Mozambique

Associação Acção Académica para o Desenvolvimento das Comunidades Rurais – ADECRU

Comissão de Justiça e Paz da Arquidiocese de Nampula - CAJUPANA

Comissão Diocesana de Justiça e Paz de Nacala – CDJPN

Fórum Mulher – Marcha Mundial das Mulheres

Justiça Ambiental (JA!) – Amigos da Terra Moçambique

Liga Moçambicana dos Direitos Humanos – LDH

Livaningo

União Nacional de Camponeses – UNAC

資料 4-3

プレスリリース : 「プロサバンナ事業の現状に関する会議」について 【仮訳】

先週(3月23日の週)、私たち「プロサバンナにノー! キャンペーン」は、モザンビーク農業食料安全保障省より、4月4日(火)14:30~15:30にマプトで開催される「プロサバンナ事業に関する準備会議」への招待状を受け取りました。しかしながら、「プロサバンナにノー! キャンペーン」は、以下の理由により、同会議に参加しないことを決定しました。

1. 「プロサバンナにノー! キャンペーン」は、プロサバンナ事業に対し、これまで様々な請願、抗議、不服申立を行ってきました。それは、同事業が、開始から現在まで、根本的な課題や問題を抱え続けているからです。それにもかかわらず、この度開催される「プロサバンナの現状に関する会議」では、これらについて市民社会が問題提起するスペースがありません。

2. 招待状には、「開かれた、対話の精神」に基づいて開催されると書かれていますが、添付された式

次第をみれば、実際にはそのような趣旨のものではないことは明らかです。会議の長さは全体で1時間とされ、マスタープランの準備プロセスにおける市民社会の役割に関する意見交換と称する議題にはたった30分が割かれるのみです。これまで事業に対して提起されてきた疑問や懸念について協議するための時間は一切設けられていません。このことから、「プロサバナにノー！キャンペーン」は、この会議がプロサバナ事業を前に進めることを保証するという目的のためだけに開催されるものと理解しました。

3. 同会議の議題は、過去5年間にわたって事業に対して向けられてきた様々な懸念や要請を無視しており、プロサバナ事業の現状と見通しを一方向的に提示することしか念頭におかれていません。このため、この会議は、小農中心のモザンビーク農業を実現するための戦略を、民主的な方法で共同に構築することにはつながりません。

私たちは、このようなプロサバナ事業それ自体、そして同事業がモザンビーク国とモザンビーク人に押し付けてきたそのやり方、またその押し付けをさらに増強させるようなこの度の会議のあり方に反対する立場を再確認します。

同時に、私たち「プロサバナにノー！キャンペーン」は、モザンビークの小農による農業の課題と将来に関する、真に開かれた、民主的で、インクルーシブな対話に対し、意欲があり、開かれ、用意があることをここで再度宣言いたします。

2018年4月3日 於マプト

プロサバナにノー！キャンペーン

Campaign No to Prosavana:

Academic Action for the Development of Rural Communities - ADECRU

Justice and Peace Commission of the Archdiocese of Nampula - CAJUPANA

Diocesan Commission for Justice and Peace of Nacala - CDJPN

Women's Forum - Coordination for Women in Development

World March of Women Mozambique

Environmental Justice (JA!) - Friends of the Earth Mozambique

Mozambican Human Rights League - LDH

Livaningo

UNAC